指導者技術向上補助事業要綱

制 定 日 平成 19 年 4 月 1 日 最近改訂 令和 2 年 1 月 24 日

(目的)

第1条 公益財団法人横浜市スポーツ協会(以下、「協会」という。)構成員の指導・競技・審判技 術の水準を高め、もって競技力向上の促進を図ることを目的に、事業にかかる経費の一部を助成す る。

(対象事業)

- 第2条 協会の加盟競技団体(以下、「競技団体」という。)及び加盟地域団体(以下、「地域団体」 という。)が主催する指導者・審判員養成のための実技講座で、次の要件を備えた事業を対象とす る。
- (1) 指導者・審判員の技術力向上と研鑚を内容とするもの
- (2) 講義だけではなく、実技指導を主体としたものであること
- (3) 広く受講者を募って開催するもので、特定者のみの対象でないこと
- 2 加盟地域団体が開催する事業については、協会加盟競技種目に限る。

(助成額)

第3条 助成額は、本事業に直接関わる対象経費の1/3以内、年1回5万円を限度とする。なお、 受講者が負担する費用(交通費、宿泊費、食糧費、検定料、登録料、懇親会費等)は対象経費とし ない。

(申請方法)

- 第4条 助成金の交付を申請する団体は、提出期限までに、次の関係書類を添えて協会会長へ提出するものとする。
- (1) 助成交付申請書(第1号様式)
- (2) 収支予算書(第2号様式)
- (3) 実施要項
- (4) その他、実施プログラム等必要に応じ実施規模・内容がわかる資料

(助成金の交付)

第5条 協会会長は、助成金交付通知(第3号様式)により助成金額の通知をするとともに、助成金を申請団体指定の口座に振込むものとする。

(報告書等の提出及び提出期限)

- 第6条 申請団体は、大会終了後1ヶ月以内に、次の各号の報告書類一式を協会会長へ提出する ものとする。ただし、3月中に終了する大会については、翌年度4月10日までとする。
 - (1) 完了報告書(様式4)
 - (2) 収支決算書(様式5)
 - (3) その他、当日プログラム等実施規模・内容のわかる資料

(経費の明瞭化)

第7条 申請団体は収支簿を作成し、助成金の使途について明らかにしておかなければならない。

(調査)

- 第8条 協会会長は、必要があると認めた場合には、各種書類の検査を行うことができる。
- 2 協会会長は、必要があると認めた場合には、助成事業の状況について報告を求めることができる。

(助成事業の取消等)

- 第9条 協会会長は、申請団体が次の各号の一に該当する場合、助成事業の認定を取消し、助成金の一部又は全部の返還を求めることができる。
- (1) 虚偽、その他不正な手続により助成金の交付を受けた場合
- (2) 助成金を、助成対象経費以外の経費に使用した場合
- (3) その他、この要綱に違反した場合

附則

(施工期日)

1 この規程は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。 附則

(施工期日)

2 この規程は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。 附則

(施工期日)

3 この規程は、平成 25 年 4 月 1 日から施行する。 附則

(施工期日)

4 この規程は、令和2年4月1日から施行する。